

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

栗 地 交 協 1 号
令和 7 年 6 月 1 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 栗東市地域公共交通活性化協議会
住 所 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
代表者氏名 会長 上山 輝幸

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 1 6 日

（名称）栗東市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（概要及び目的）

栗東市は、滋賀県の南部に位置し、市の北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。国道 1 号・8 号の通過、名神高速道路栗東インターチェンジの設置など、交通の要衝として、製造業・商業・流通業など数多くの企業が立地している。また、JR 草津線手原駅に続き、平成 3 年には、JR 琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続き、特に年少人口の割合が高くなっている。

しかし他市同様に高齢化率は進んでおり、市内民間路線バス 5 路線の運行に加え、栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」(5 路線)、コミュニティタクシー「くりちゃんタクシー」(1 路線 6 系統)を運行することにより、クルマを自由に利用できない高齢者や障がい者等、交通弱者の日常生活における移動手段の確保及びバス交通空白・不便地域の解消を目指している。

（課題）

○現在、民間バス事業者 2 者により路線バスが運行されているが、自家用車の普及等に伴いバス利用者数は減少傾向にある。今後、その利用状況によっては、路線の見直しや便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。

○他都市同様、高齢化は進展しており、高齢ドライバーの増加等に伴う交通事故の増大やクルマを自由に利用できない高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段として、バス交通の重要性はますます高まっていくことが予想される。

○バス利用者の更なる利便性を向上させるため、バス車輛の改善を図る必要がある。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、バス利用者が減少する中で、アフターコロナを見据え、利用者数の推移を見守る必要がある。

（必要性）

このような状況を踏まえ、市民のだれもが安全・安心して暮らせるまちづくりを実現するために、地域公共交通（大宝循環線・宅屋線）の維持・確保が不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

○令和 10 年中に大宝循環線の年間利用者数を 23,000 人以上、宅屋線の年間利用者数を 23,000 人以上とする。

（直近年度の実績…大宝循環線 26,000 人、宅屋線 20,000 人）

○令和 10 年中に大宝循環線の収支率を 22.4%以上、宅屋線の収支率を 29.2%以上とする。

（直近年度の実績…大宝循環線 22.6%、宅屋線 23.7%）

○令和 10 年中に大宝循環線の行政負担額（市からの支出及び国庫補助額）を 14.1 百万円以下、宅屋線の行政負担額を 10.5 百万円以下とし、現状の水準を維持する。

（直近年度の実績…大宝循環線 13.7 百万円、宅屋線 10.3 百万円）

※栗東市地域公共交通計画 P63 参照

（２）事業の効果
○本計画の実行により、バス交通空白地・不便地が解消されるとともに、高齢者や障がい者等の交通弱者に対する生活交通が確保される。 ○また、鉄道駅や医療施設、商業施設、公共施設等へのアクセス利便性の向上、ならびに既存の JR 駅や他の路線バス・コミュニティバスとの乗り換え利便性が向上する。
３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○各種バス運行の維持・確保・改善、利用状況にあわせたルートやダイヤ等の運行内容の見直し（栗東市、事業者） ○Google Map やバスロケーションシステム等を活用した情報提供の充実（栗東市、事業者） ○バスへのキャッシュレス決済導入（栗東市、事業者） ※栗東市地域公共交通計画 P64～71 参照
４． 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１のとおり
５． 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
栗東市から運行事業者への補助金額については、運行経費、運行収入を各市距離にて按分し、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
６． ２． の目標・効果の評価手法及び測定方法
○利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施（栗東市・事業者データ） ○利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）
７． 別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
８． 別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
９． 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
○多くの市民に利用してもらえるよう情報発信を行い、需要を広げていくと共に、利便性の向上により利用者を増加させることが重要であり、コミュニティバス車両を改善し、誰もが乗りやすい乗り物にしていくために、平成 30 年 10 月に大宝循環線、令和 6 年 3 月に宅屋線において新たな車両を導入。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
○バス利用の啓発等により需要を広げていくと共に、利便性の向上により利用者の増加に取り組むことで、毎年約 2%の利用者増を目指していく。
（２）事業の効果
○だれもがバスに乗りやすい車両に更新することで多くの市民にコミュニティバスが走っていることを啓発し、利用者離れを防ぎ、新たな需要を掘り起こすことが出来る。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

日時	主な議論
R5. 7. 11	○栗東市地域公共交通計画(案)策定の概要・スケジュール・委託について
R6. 2. 5	○栗東市地域公共交通計画(素案)について ○くるっとバス（宅屋線）のダイヤ一部改正について
R6. 5. 8	○栗東市地域公共交通計画(素案)のパブリックコメント結果報告等について ○令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について ○栗東市内を運行するバス路線の一部ルート変更について
R6. 6. 21	○令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について
R6. 11. 21	○帝産湖南交通株式会社栗東市内路線の状況等について ○「くりちゃんバス」ICOCA 決済の開始について
R7. 2. 17	○守山市デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の栗東市域延長について ○栗東市内を運行するバス路線の一部ルート変更について ○滋賀バス株式会社の運賃改定について
R7. 6. 16	○令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について ○令和 6 年度実績報告について ○子どもの利用に向けた実証実験について

19. 利用者等の意見の反映状況

○令和元年度に、市民及びバス利用者アンケートを実施した。この結果を検証した中で可能な範囲で路線やダイヤ等の見直しを行い、令和 2 年 10 月 1 日から実施した。

○令和 2～6 年度では、くりちゃんバス数路線で毎年利用者アンケートを実施し、系統の現状や課題把握等に努めている。

○今後も、利便性向上、利用者ニーズに沿ったバスネットワークの確保・維持に向け取り組む。

○「栗東市地域公共交通計画」策定（R6. 5～）にあたり、パブリックコメント等を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

（所 属）栗東市建設部土木交通課

（氏 名）浅見 千明

（電 話）077-551-0291(交通政策係直通)

（e-mail）kotsu@city.ritto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：栗東市

計画名称：栗東市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 P59～60「6.2 目指すべき将来ネットワーク」表 地域公共交通とその役割
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 P70「参考 地域公共交通確保維持事業により確保・維持を目指すバス路線」表「地域公共交通確保維持事業」による維持確保を目指すシステムの概要
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 P70「参考 地域公共交通確保維持事業により確保・維持を目指すバス路線」表「地域公共交通確保維持事業」による維持確保を目指すシステムの概要
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 ・利用者の数：P63 ・収支：P63 ・行政負担額：P63

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 （別表7のみ）
栗東市	近江鉄株会社	(1) 大宝循環線	草津駅 西口	栗東駅 西口	守山駅 西口	往 14.5km 復 14.5km	290日	1450回	×	×	① 路線定期運行	①	草津駅西口で補助対象 地域間幹線系統近江大 橋線と接続	③
		(2) 宅屋線	草津駅 西口	栗東駅 東口	守山駅 東口	往 12.7km 復 13.8km	239日	1195回	×	×	① 路線定期運行	①	草津駅西口で補助対象 地域間幹線系統近江大 橋線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	栗東市
-------	-----

(単位:人)

	人 口	
人口集中地区以外	20,782	※R2国勢調査
交通不便地域等		

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
栗東市地域公共交通計画	令和6年5月	令和7年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5添付資料 人口集中地区以外の地区および交通不便地域の区分がわかる地図
・令和2年国勢調査に基づく人口集中地区

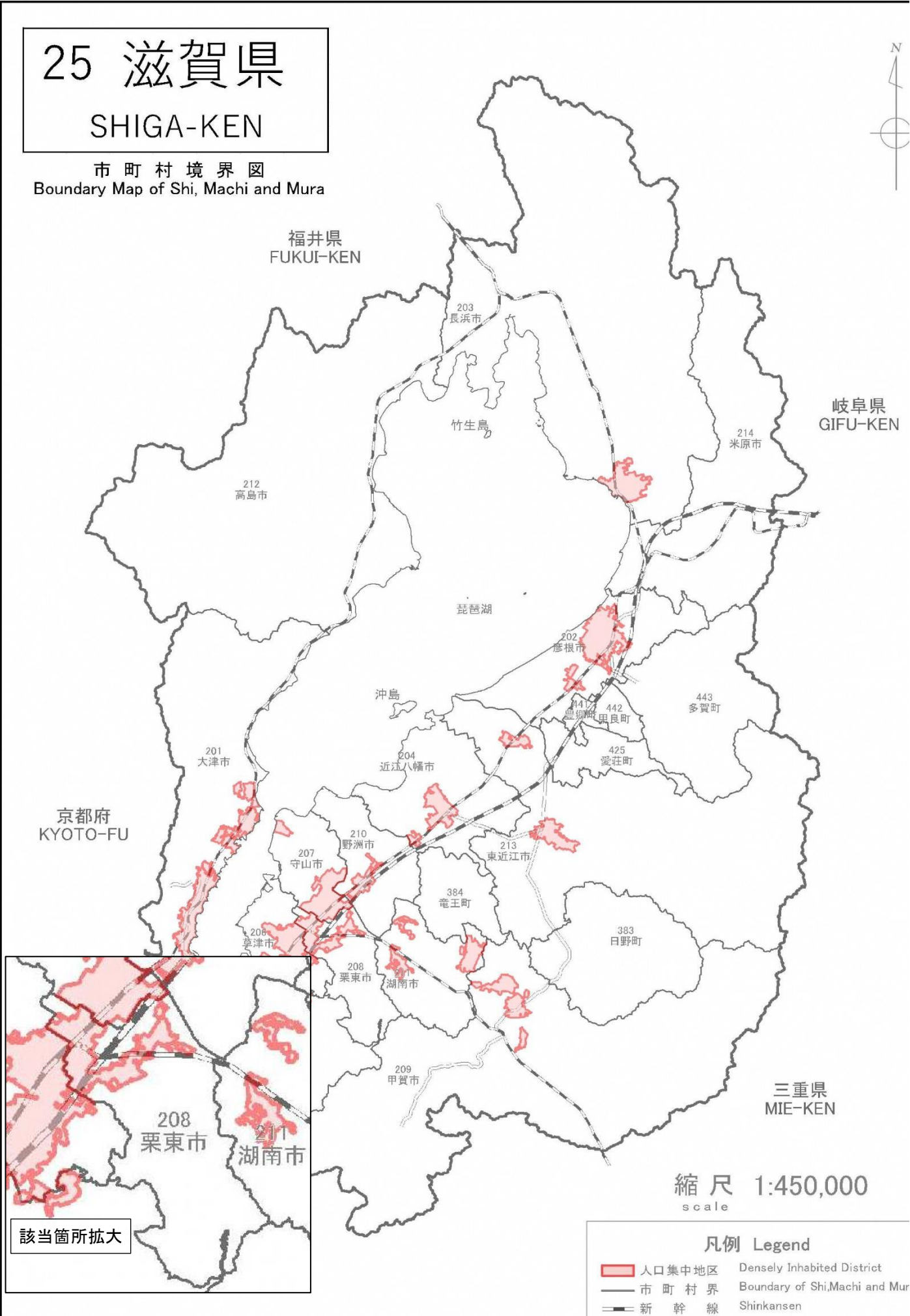


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
栗東市	近江鉄道株式会社	1	(1) 宅屋線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R6.3			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
栗東市	近江鉄道株式会社	1	(1) 宅屋線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R6.3			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

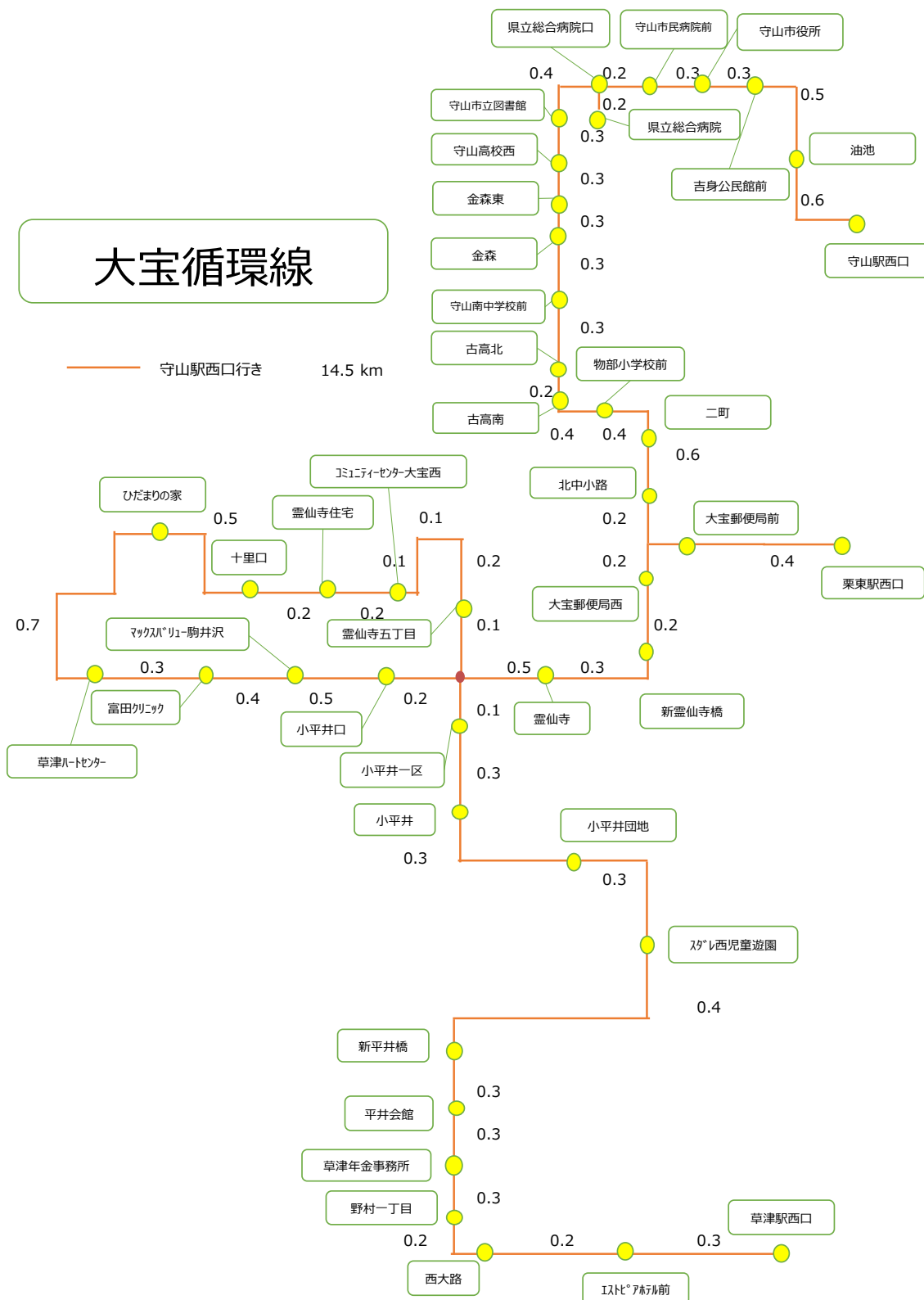
令和10年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
栗東市	近江鉄道株式会社	1	(1) 宅屋線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R6.3			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

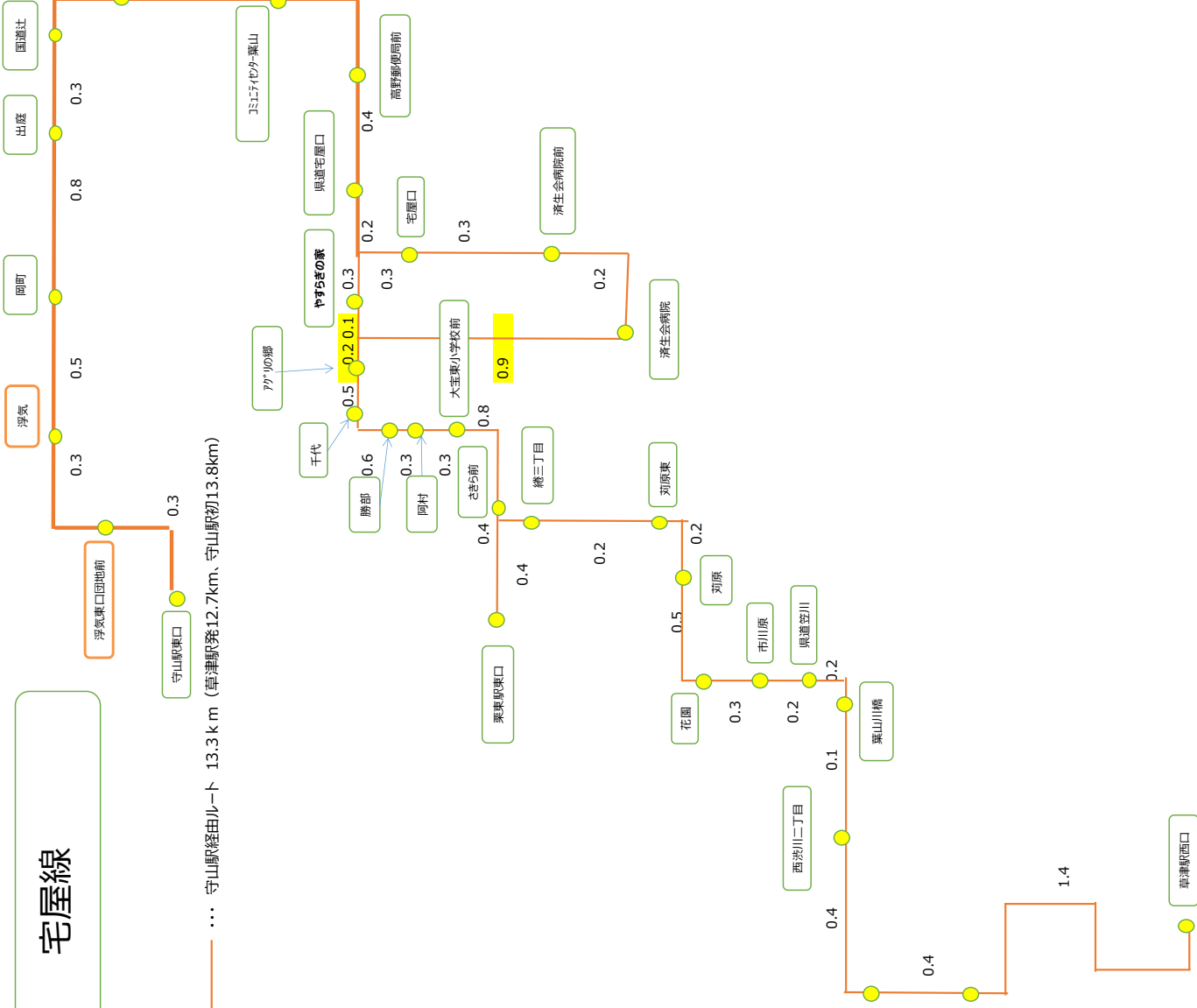
大宝循環線



大宝循環線

草津駅西口	
イストピアホテル前	0.3
西大路	0.2
野村一丁目	0.2
草津年金事務所	0.3
平井会館	0.3
新平井橋	0.3
スレ西児童遊園	0.4
小平井団地	0.3
小平井	0.3
小平井一区	0.3
小平井口	0.3
マックスバリュ-駒井沢	0.5
富田クリニック	0.4
草津ハートセンター	0.3
ひだまりの家	0.7
十里口	0.5
霊仙寺住宅	0.2
コミュニティセンター大宝西	0.2
霊仙寺五丁目	0.4
霊仙寺	0.6
新霊仙寺橋	0.3
大宝郵便局西	0.2
大宝郵便局前	0.2
大東駅西口	0.4
大宝郵便局前	0.4
北中小路	0.2
二町	0.6
物部小学校前	0.4
古高南	0.4
古高北	0.2
守山南中学校前	0.3
金森	0.3
金森東	0.3
守山高校西	0.3
守山立図書館	0.3
県立総合病院	0.6
県立総合病院口	0.2
守山市民病院前	0.2
守山市役所	0.3
吉身公民館前	0.3
油池	0.5
守山駅西口	0.6
	14.5

宅屋線

[illegible][illegible]

守山駅東口	0.3
浮気口団地前	0.3
浮気	0.3
岡町	0.5
出度	0.8
国土社	0.3
辻	0.3
正に子化ヶ壺山	0.5
高野郵便局前	0.3
高野東口壺口	0.4
やすみぎの家	0.5
済生会病院	1.1
済生会病院前	0.2
宅屋口	0.3
やすみぎの家	0.6
アガの郷	0.2
千代	0.5
膳部	0.6
阿村	0.3
大宝真小學校前	0.3
さき前	0.8
栗東駅東口	0.4
綾三丁目	0.4
如原東	0.2
如原	0.2
花園	0.5
市川原	0.3
東道笠川	0.2
栗山川橋	0.2
西栗川二丁目	0.1
草津東高校	0.4
浜川福祿センター	0.4
草津駅西口	1.4
	13.8

守山駅東口	0.3
浮気口団地前	0.3
浮気	0.3
岡町	0.5
出度	0.8
国土社	0.3
辻	0.3
正に子化ヶ壺山	0.5
高野郵便局前	0.3
高野東口壺口	0.4
やすみぎの家	0.5
済生会病院	1.1
済生会病院前	0.2
宅屋口	0.3
やすみぎの家	0.6
アガの郷	0.2
千代	0.5
膳部	0.6
阿村	0.3
大宝真小學校前	0.3
さき前	0.8
栗東駅東口	0.4
綾三丁目	0.4
如原東	0.2
如原	0.2
花園	0.5
市川原	0.3
東道笠川	0.2
栗山川橋	0.2
西栗川二丁目	0.1
草津東高校	0.4
浜川福祿センター	0.4
草津駅西口	1.4
	13.8